

第二 実用新案法施行令の一部改正

第一条を削る。

第二条中「法第四十八条の十六第六項」を「実用新案法(以下「法」という)第四十八条の十六第五項」に改め、同条を第一条とし、第三条を第二条とする。

第四条第一項中「特許法施行令」の下に「昭和三十五年政令第十六号」を加え、同条第二項中「第三章」を「第四条から第六条まで」に改め、同条第三項中「第四章」を「第七条」に改め、同条第四項中「第十三条の四(主張の制限に係る審査)」を「第八条(主張の制限に係る決定又は審査)」に、「定める審査」を「決定又は審査」に、「訂正」を「訂正」に改め、同条各号中「の下に」「同法第四十四条第二項の取消決定により取り消されないようにするためのもの」である決定又は特許無効審判」とあるのは「実用新案登録無効審判」とを加え、同条を第三条とする。

附則第三項を削る。

(商標法施行令の一部改正)

第三条 商標法施行令(昭和三十五年政令第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第三章」を「第四条から第六条まで」に改め、同条を第四条とする。

第二条を第三条とし、第一条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

(政令で定める特徴)

第一条 商標法第四十条第一項第十八号及び第二十六号第一項第五号の政令で定める特徴は、立体的形状、色彩又は音(役務にあつては、役務の提供の用に供する物の立体的形状、色彩又は音)とする。附則第三項を削る。

別表中(第一条関係)を(第二条関係)に改める。

(特許法等関係手数料令の一部改正)

第四条 特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表第十四号イ中「第七百七十四条第三項」を「第七百七十四条第二項」に改め、同口中「第七百七十四条第二項」を「第七百七十四条第三項」に改め、「含む。」の下に「又は同法第七百七十四条第一項において準用する同法第十九条第一項」を加え、同号を同表第十六号とし、同表中第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号の次に次の二号を加える。

十一	特許異議の申立てをする者	一件につき一万六千五百円に一請求項につき一千四百円を加えた額
十二	特許異議の申立てについての審理への参加を申請する者	一件につき三千三百円

第一条第三項中「第十三号」を「第十五号」に改め、同項第一号中「同表第十一号」を「前項の表第十三号」に改め、同号に次のように加える。

二 確定した取消決定に対する再審を請求する者

第一条第三項第二号中「同表第十二号」を「前項の表第十四号」に改める。

第二条第二項の表第十号イ及びロ並びに第三条第二項の表第七号イ及びロ中「第七百七十四条第二項」を「第七百七十四条第三項」に改める。

第四条第一項の表第十号中「より書類」の下に「又は同法第五条第四項の物件」を加え、同号口中「書類」の下に「又は商標法第五条第四項の物件」を加え、同条第二項の表第八号イ及びロ中「第七百七十四条第二項」を「第七百七十四条第三項」に改める。

(特許登録令の一部改正)

第五条 特許登録令(昭和三十五年政令第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「再審の」の下に「確定した決定又は」を加え、同号を同条第三号とし、同条中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 特許異議の申立てについての確定した決定

第三条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 特許異議の申立てがあつたとき。

第九 特許異議の申立てがあつたとき、「特許異議の申立てについての決定、審判の審査又は再審の決定若しくは審査の原本」に改め、「にその」及び「規定により」の下に「決定又は」を加える。

第十六条第二号中「審判」を「特許異議の申立て、審判」に改め、同条第十号中「再審の」の下に「確定した決定又は」を加え、同号を同条第十一号とし、同条第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 特許異議の申立てについての確定した決定

第二十五条中「に掲げる」を「の」に改める。

第二十六条を削る。

第二十七条中「第三条第三号又は第四号に掲げる」を「特許異議の申立て又は特許無効審判、延長登録無効審判、訂正審判若しくは再審の」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十八条を第二十七条とし、第二十九条を第二十八条とし、第三十条を第二十九条とし、第三十条の二を第三十条とする。

第四十条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「登録について錯誤又は脱落があることを発見した旨の通知」を付し、同条第一項中「とき」の下に「その錯誤又は脱落が特許庁の過失に基づくものであるときを除く。」を加える。

第四十一条に見出しとして「更正」を付す。

第五十四条第一項中「に掲げる」を「の」に改め、同条第二項中「第三条第三号又は第四号に掲げる」を「特許異議の申立て又は特許無効審判、延長登録無効審判、訂正審判若しくは再審の」に改め、「ついで」の下に「特許異議申立書若しくは」を、「決定が確定したとき」の下に「申立て若しくは」を、「若しくは」の下に「特許を維持すべき旨の決定若しくは」を、「又は」の下に「申立て若しくは」を加える。

(実用新案登録令の一部改正)

第六条 実用新案登録令(昭和三十五年政令第四十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一条・第二条」を「第一条・第二条」に、「第六条・第七条」を「第六条・第七条」に改める。

第一条の次に次の四条を加える。

(仮登録)

第一条の二 仮登録は、次に掲げる場合にするものとする。

一 登録の申請に必要な手続上の要件が具備しないとき。

二 実用新案権若しくは専用実施権若しくはこれらの権利を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅に関して請求権を保全しようとするとき、又はその請求権が始期付き若しくは停止条件付きであるときその他将来において確定すべきものであるとき。

(予告登録)

第一条の三 予告登録は、次に掲げる場合にするものとする。

一 登録の原因の無効又は取消しによる登録の抹消又は回復の訴えが提起されたとき。ただし、登録の原因の無効又は取消しをもつて善意の第三者に対抗することができる場合に限る。

二 実用新案法第十七条の二第一項の規定による請求に係る訴えが提起されたとき。

三 実用新案登録無効審判の請求があつたとき。

四 再審の請求があつたとき。

(付記登録)

第一条の四 次に掲げる事項の登録は、付記によつてする。

一 登録名義人の表示の変更又は更正

二 第七条において準用する特許登録令(昭和三十五年政令第三十九号)第四十一条第一項に規定する登録の更正(登録名義人の表示の更正を除く。)

三 質権の移転又は信託による質権についての変更

四 一部が抹消された登録の回復